



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 小林 敬幸  
(JASDAQ・コード 8119)  
問合せ先 総務部長 佐藤 友晴  
(TEL 03-3847-3500)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の当社第 69 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)コーポレートガバナンスを一層充実させるため、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、取締役への権限委譲により迅速な意思決定を行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めを新設するものです。
- (2)条項の新設による条数の繰り下げを行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次の新旧対照表のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条   (条文省略) 第28条	第1条   (現行どおり) 第28条
<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 (新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第29条   (条文省略) 第39条	第30条   (現行どおり) 第40条

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日(予定)

以 上